

高齢者虐待防止のための指針

医療法人 鉄蕉会

亀田訪問看護ステーション森の里

2024年4月1日

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

高齢期には心身の機能低下が進み、結果として自立度が低下することで、身の回りの世話を依存することが多くなります。更に介護の必要度が進むと、高齢者が自尊感情を損なう、あるいは介護者と被介護者の関係の中で、放置や無視、心身の加害行為に至ることもあります。

介護を必要としている高齢者にとって、尊厳の保持や人格の尊重を著しく損なう恐れがある虐待に対しては防止策を講じる必要があります。

当ステーションでは、利用者様への虐待は人権侵害及び犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見に努め、本指針を策定し、全職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2. 高齢者虐待の定義

1) 「高齢者」とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義する。

2) 「65歳未満の者」に対する虐待の場合

形式的には65歳未満の者には高齢者虐待防止法は適用されないが、保護すべき必要があるという点において65歳以上の者に対する虐待防止法と同等。従って、65歳未満の利用者様についても、高齢者虐待防止法に則り、「高齢者」に準じて対応を実施する必要がある。

3) 「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定められている。養護者は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指し、具体的には、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理し、または提供していることが、「現に養護する」に該当する。

4) 「養介護施設従事者」とは

老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員とされています。

3) 「高齢者虐待」とは

高齢者虐待防止法では、「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の2つに分けて次のように定義する。

【養護者による高齢者虐待】

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させえるような著しい減食又は長時間の放置、養介護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

性的虐待

高齢者にわいせつ行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益をえること。

【養介護施設従事者による高齢者虐待】

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させえるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

性的虐待

高齢者にわいせつ行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益をえること。

3. 高齢者虐待防止委員会の設置

当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「高齢者虐待防止委員会（以下、委員会）」を亀田森の里病院在宅医療室（居宅介護支援事業所、訪問リハビリ、通所リハビリ）と共同設置し定期的に年2回、委員会を開催する。委員会では以下の内容を協議する。

- ・虐待防止のための職員研修に関すること

- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ・虐待予防及び早期発見に向けた取組に関すること
- ・虐待が発生した場合の対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

「看護職の倫理綱領（日本看護協会）」、「高齢者権利擁護」等についての基本的内容の理解をするために、内容の読み合わせ、事例について討議し記録し保存する。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は管理者に報告をする。管理者は虐待が疑われる事案と判断した場合は委員会に報告し、必要と判断されたものに関しては関係各サービス事業所に連絡をする。緊急を要すると判断した場合は、速やかに市町村役場及び警察に協力を仰ぐ。

6. 虐待が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に則って対応する。但し、利用者に更なる不利益が生じることがないように、個人情報等を含めて慎重に取り扱うこととする。

7. 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部から把握し難いことを認識し、些細な異変に關しての早期発見に努める。また、外部（サービス提供者）からの虐待の可能性を含めて慎重に取り扱うように心がける。

8. 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業者内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。